

平成 20 年 9 月 11 日

都道府県検定委員会委員長 殿  
各 検 定 本 部 校 委 員 長 殿  
各 検 定 試 験 場 校 委 員 長 殿

財団法人全国商業高等学校協会  
理事長 鈴木 敏 夫  
(公印省略)

台風・大雪および伝染病等による検定試験中止の場合の  
受験料取り扱いについて

日頃、検定試験の実施につきましては、ご指導・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
全商各種検定試験の実施については、試験期日の厳守についてお願いをしておりました。  
お蔭様で全国的に厳正な検定試験の実施をしていただいておりますが、台風や大雪および  
伝染病等の発生によりやむを得ず、試験場校で試験が実施できない場合が生じております。

つきましては、従来から試験の実施ができなかった場合の受験予定者の受験料の取り扱い  
については、下記のように事務処理をお願いしておりますのでご確認下さい。

なお、都道府県検定委員会委員長におかれましては、貴管下の本部校並びに試験場校に  
周知方よろしくお取り計らい下さい。

記

1. 県検定委員会・本部校と協議の上、試験場校が委員長の判断により試験を実施しな  
かった場合は、当該試験場校での受験予定者の受験料を返金する。  
なお、分会場校についても同様とする。
2. 返金額は受験料全額とする。
3. 試験場校または分会場校で試験を実施した場合、欠席者には理由の如何を問わず、  
返金を行わない。
4. 試験場校及び本部校で準備に要した費用については、県検定委員会で負担する。
5. 返金は本部校経由で行う。(全商納入金の全額を返金)
6. 送付済みの試験問題等は返送する必要がないので、当該試験場校で利用することが  
できる。

以上